

(証券コード：2791)

平成29年8月4日

株 主 各 位

岡山県倉敷市堀南704番地の5
大黒天物産株式会社
代表取締役社長 大賀 昭 司

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年8月22日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年8月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第31期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

【招集にあたっての決定事項】

株主様ご本人が会場にお越し願えない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(http://www.e-dkt.co.jp/ir_info.html)に掲載いたします。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.e-dkt.co.jp/ir_info.html)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしていません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(添付書類)

事業報告

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策及び日銀の金融緩和策を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善もあり、緩やかな回復基調が見られました。一方で、中国をはじめ新興国の景気減速や英国のEU離脱問題、米国新政権の政策変更などによる国内景気への影響懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、消費者の節約志向の高まりや、慢性的な人材不足、さらに業種・業態を超えた価格競争の激化により厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループでは食の安心・安全を確保するための品質・鮮度管理の徹底や、商品の販売価格が地域で最も安値であることを保証する『価格保証宣言』を唱えた「安さ」の追求に取り組んでまいりました。「安さ」追求の取組みとして、自社工場の中国物流RMセンターにより、自社ブランド商品の開発・製造を進めてまいりました。出店戦略としましては、岡山県に3店舗、兵庫県に1店舗、大阪府に2店舗、滋賀県に1店舗、和歌山県に2店舗、長野県に1店舗、さらに新たなエリアとして新潟県に1店舗の計11店舗の新規出店と、既存店舗の活性化を図るため12店舗の改装を行いました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,553億7千9百万円（前期比7.1%増）、経常利益は59億2千1百万円（前期比3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益35億5千3百万円（前期比5.2%増）となりました。

当社グループの部門別売上状況は次のとおりであります。

部 門	第30期(平成28年5月期)		第31期(平成29年5月期)		増減率 (%)
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
小 売 部 門	144,508	99.6	154,478	99.4	6.9
卸 売 部 門	405	0.3	672	0.4	66.0
そ の 他	204	0.1	228	0.2	11.8
合 計	145,118	100.0	155,379	100.0	7.1

当社グループの地域別売上状況は次のとおりであります。

地 域	第30期(平成28年5月期)		第31期(平成29年5月期)		増減率 (%)
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
中国・四国地区	72,222	49.8	74,245	47.8	2.8
関西・中部地区	64,560	44.5	71,777	46.2	11.2
そ の 他 (注)	8,335	5.7	9,356	6.0	12.3
合 計	145,118	100.0	155,379	100.0	7.1

(注) その他は、上記地区以外の小売売上、卸売部門、飲食部門、発注事務手数料等が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は100億6千6百万円であります。その主なものは、中国物流RMセンター（岡山県総社市）の冷凍棟建設に伴う物流設備、新規出店に伴う店舗設備、酪農事業（岡山県小田郡矢掛町）に伴う牧場設備などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資資金の調達のため金融機関より長期借入金として30億円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 28 期 (平成26年 5 月期)	第 29 期 (平成27年 5 月期)	第 30 期 (平成28年 5 月期)	第 31 期 (平成29年 5 月期)
売 上 高(百万円)	124, 811	133, 109	145, 118	155, 379
経 常 利 益(百万円)	5, 061	5, 333	5, 737	5, 921
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2, 523	2, 699	3, 379	3, 553
1株当たり当期純利益(円)	179. 99	192. 50	240. 93	252. 82
総 資 産(百万円)	38, 914	45, 847	50, 265	56, 535
純 資 産(百万円)	21, 650	24, 106	27, 244	30, 565

(3) 対処すべき課題

当社グループは経営の基本方針に則り、中長期的な経営戦略を具現化するため下記の内容を重点課題として取り組んでまいります。

- ① 店舗数の増加、出店地域の拡大に対応するため、店舗オペレーションの標準化、単純化、統一化の早期実践
- ② 「ローコスト経営の確立」のための、徹底した数値管理の実践
- ③ 店舗の広域化に伴う物流センターの整備ならびに物流システムの再構築
- ④ 店舗集客力の強化、卸売部門の営業強化に対応するため、P B 商品「D-PRICE (ディープライス)」の開発強化
- ⑤ 人材育成のための、社員教育・能力開発の取り組み
- ⑥ 店舗オペレーション支援に対応するため、本部組織の強化及び情報システムの改善

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 西 源	16百万円	100%	食品、生活百貨の小売業
瀬戸内メイプルファーム 株 式 会 社	10百万円	100%	酪農事業

- (注) 1. 瀬戸内メイプルファーム株式会社は、平成28年12月13日付で設立しております。
2. 当社の連結子会社の数は、上記の重要な子会社を含めて15社であります。
3. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（平成29年5月31日現在）

当社グループは、食料品の小売りを主な事業としており、関連する事業として食料品の卸売事業及び飲食事業等を営んでおります。

(6) 主要な営業所等（平成29年5月31日現在）

① 当社

本 社 岡山県倉敷市堀南704番地の5

物流センター及び食品製造拠点

中国物流RMセンター	岡山県総社市中原88番地
関西DC	大阪府大阪市此花区北港白津二丁目5番33号

- (注) 1. 中国物流RMセンターには、中国DC、岡山チルドTC、岡山フローズンDC、生鮮PC及び食品製造部門を併設しております。
2. 中国フローズンDCは、平成28年7月に中国物流RMセンター内にて稼動を開始いたしました。

店 舗
既存店舗 (108店舗)

岡山県 (33店舗)	倉敷市 10店舗 岡山 17店舗 総社 1店舗 備前 1店舗	井原市 1店舗 真庭市 1店舗 勝田郡 1店舗	原市 1店舗 山庭市 1店舗 奈義町 1店舗	1店舗 1店舗 1店舗 1店舗
広島県 (12店舗)	広島市 4店舗 庄原市 1店舗 東広島市 1店舗 安芸郡 1店舗	福山市 2店舗 安芸郡 1店舗 呉市 2店舗	山形市 2店舗 熊野町 1店舗	2店舗 1店舗 2店舗
山口県 (2店舗)	防府市 2店舗			
鳥取県 (6店舗)	鳥取市 1店舗 倉吉市 2店舗	米子市 2店舗 境港市 1店舗	子港市 2店舗	2店舗 1店舗
島根県 (3店舗)	安来市 1店舗	松江市 2店舗	江市 2店舗	2店舗
大阪府 (10店舗)	泉南 2店舗 大田 1店舗 貝塚 1店舗 堺市 1店舗 岸和田市 1店舗	摂津市 1店舗 大東市 1店舗 和泉市 1店舗 河内長野市 1店舗	津市 1店舗 東市 1店舗 泉市 1店舗 内野市 1店舗	1店舗 1店舗 1店舗 1店舗
京都府 (2店舗)	八幡市 1店舗	相楽郡 1店舗	精華町 1店舗	1店舗
兵庫県 (11店舗)	加古川市 1店舗 姫路市 2店舗 明石市 3店舗 神崎郡 1店舗	神戶市 2店舗 赤穂市 1店舗	戸徳市 2店舗 山手市 1店舗	2店舗 1店舗 1店舗
奈良県 (5店舗)	奈良市 2店舗 桜井市 1店舗	葛城郡 2店舗 葛城市 1店舗	上牧町 1店舗	1店舗 1店舗
和歌山県 (2店舗)	和歌山市 2店舗			
滋賀県 (2店舗)	草津市 1店舗	大津市 1店舗		1店舗
愛知県 (2店舗)	豊橋市 1店舗	小牧市 1店舗		1店舗
香川県 (2店舗)	坂出市 1店舗	高松市 1店舗		1店舗
徳島県 (2店舗)	鳴門市 1店舗	小松島市 1店舗		1店舗
愛媛県 (6店舗)	松山市 2店舗 西条市 2店舗	今治市 1店舗 大洲市 1店舗		1店舗 1店舗
福岡県 (4店舗)	遠賀郡 1店舗 水巻町 1店舗 久留米市 1店舗	北九州市 2店舗		2店舗
福井県 (1店舗)	越前市 1店舗			
石川県 (1店舗)	河北郡 1店舗	津幡町 1店舗		1店舗
三重県 (1店舗)	四日市市 1店舗			1店舗
岐阜県 (1店舗)	大垣市 1店舗			1店舗

(注) ディオ鴨島店(徳島県吉野川市)は建替えのため平成29年2月に閉店いたしました。なお、同店は平成29年8月に開店予定であります。

当連結会計年度出店店舗 (9店舗)

大阪府(2店舗)	岸和田市	1店舗	東大阪市	1店舗
岡山県(3店舗)	岡山市	3店舗		
兵庫県(1店舗)	相生市	1店舗		
和歌山県(2店舗)	和歌山市	2店舗		
滋賀県(1店舗)	守山市	1店舗		

② 子会社

会社名	店舗等	所在地
株式会社西源	流通団地店他 10店	長野県松本市、諏訪市、塩尻市、安曇野市、上田市、須坂市、長野市、新潟県長岡市
株式会社バリュー100	バリュー100茨木太田店	大阪府茨木市
Dプレッド株式会社	飛騨パン工場	岐阜県飛騨市
大黒天ファーム笠岡株式会社	笠岡農場	岡山県笠岡市
オリーブ水産株式会社	養殖場	香川県坂出市、高知県幡多郡大月町
瀬戸内メイブルファーム株式会社	矢掛牧場	岡山県小田郡矢掛町

(7) 従業員の状況(平成29年5月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増加	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	1,182名	50名	36.3歳	6.8年

(注) 従業員数には、パートタイマー・アルバイト4,705名(1日8時間換算による月平均人数)は含めておりません。

(8) 主要な借入先(平成29年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,203百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,916百万円
株式会社みずほ銀行	1,150百万円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成29年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,600,000株
② 発行済株式の総数 14,460,600株（自己株式389,459株含む）

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は35,200株増加しております。

- ③ 株主数 4,744名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大賀 昭 司	5,948千株	42.2%
大賀 公 子	720	5.1
大賀 昌 彦	720	5.1
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	616	4.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	570	4.0
大賀 愛 子	480	3.4
大賀 大 輔	480	3.4
大賀 友 貴	480	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	402	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	377	2.6

(注) 持株比率は、自己株式（389,459株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年5月31日現在）

名 称		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発 行 決 議 日		平成25年9月6日	平成26年4月24日
新 株 予 約 権 の 数		68個	68個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使時額の払込金額		1株当たり2,864円	1株当たり2,645円
権 利 行 使 期 間		平成27年9月7日から 平成30年9月6日まで	平成28年4月25日から 平成31年4月24日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 68個 目的となる株式数： 6,800株 保有者数： 1名	新株予約権の数： 5個 目的となる株式数： 500株 保有者数： 1名(注) 1
	社 外 取 締 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名
	監 査 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名

名 称	第7回新株予約権	
発 行 決 議 日	平成29年4月15日	
新 株 予 約 権 の 数	510個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 51,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり5,600円	
権 利 行 使 期 間	平成34年4月16日から 平成37年4月15日まで	
行 使 の 条 件	(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 50個 目的となる株式数：5,000株 保有者数： 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数：一株 保有者数： 一名
	監 査 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数：一株 保有者数： 一名

(注) 1. 取締役1名に付与しております新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) その他権利行使の条件（上記（1）に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第7回新株予約権
発行決議日		平成29年4月15日
新株予約権の数		510個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 51,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり5,600円
権利行使期間		平成34年4月16日から 平成37年4月15日まで
行使の条件		(注)
従業員等への 交付状況	当社従業員	新株予約権の数： 350個 目的となる株式数：35,000株 交付者数： 16名
	子会社の役員及び従業員	新株予約権の数： 110個 目的となる株式数：11,000株 交付者数： 4名

(注) 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) その他権利行使の条件（上記（1）に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（平成29年5月31日現在）

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長		大 賀 昭 司	株式会社西源代表取締役 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役社長 一般財団法人大黒天奨学財団代表理事
専務取締役	営業企画部長兼 ベーカーリー部長 兼商品部門担当	菊 池 和 裕	
専務取締役	経営企画室長兼 企業戦略室長兼 管理部門担当	川 田 知 博	
常務取締役	社長室長兼 ブルーオーシャン 戦略室長兼 ピザ部長	大 賀 昌 彦	
取 締 役	店舗運営部長兼 商品管理部長	大 村 昌 史	
取 締 役		大 上 忠 義	
監査役（常勤）		武 藤 章 人	
監 査 役		寺 尾 耕 治	公認会計士、税理士
監 査 役		今 岡 正 一	公認会計士、税理士 株式会社山陰合同銀行社外監査役

- (注) 1. 監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役大上忠義氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 専務取締役菊池和裕氏は、平成28年8月24日付で営業企画部長兼ベーカーリー部長兼商品部門担当に変更しております。
5. 専務取締役川田知博氏は、平成28年8月24日付で経営企画室長兼企業戦略室長兼管理部門担当に変更しております。
6. 常務取締役大賀昌彦氏は、平成28年11月1日付で社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長兼ピザ部長に変更しております。
7. 当社は、取締役大上忠義氏、監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 85百万円（内社外取締役1名1百万円）

監査役 3名 11百万円（内社外監査役2名3百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度の費用計上額0百万円を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、平成28年8月24日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

③ 社外役員等に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役今岡正一氏は、株式会社山陰合同銀行の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 当事業年度中における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
大 上 忠 義	取 締 役	取締役会全14回のうち10回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき必要に応じて発言を行っております。
寺 尾 耕 治	監 査 役	取締役会全14回のうち12回に出席及び監査役会全14回全てに出席し、公認会計士の立場から必要に応じ発言を行っております。
今 岡 正 一	監 査 役	取締役会全14回のうち12回に出席及び監査役会全14回のうち13回に出席し、公認会計士の立場から必要に応じ発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34百万円

(ロ) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に対する監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の独立性及び監査体制・監査品質の確保体制、監査計画、監査方法、内容・結果の相当性を判断基準として同意しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会はそれを株主総会の付議議案といたします。

(5) 会社の体制及び方針

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、総務部との連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

また、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用、取締役会は、委任業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けるものとする。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に従い、子会社の業績、財務状況及び業務執行状況その他の重要な事項について、当社の取締役会に定期的・継続的に報告する体制とする。

b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の取締役等は、その業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守する。経営企画室は子会社の管理部門として子会社に対する指導・管理を行い、情報の共有化を図ることによりグループ各社における業務遂行の適正性を確保する。

c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社は、当社取締役会が定める全社的な経営戦略及び目標を共有し、その目的達成のため業務の高度化・効率化に向けた改善を継続的に行う。

d) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部はこれを横断的に推進し、管理する。

内部監査室は子会社を内部監査の対象とし、グループ各社の取締役及び使用人に係る職務執行が法令及び定款に適合する体制とする。また、当社が設置・運営するコンプライアンス・ホットラインは、グループ各社の役員及び使用人等が利用できる体制とする。

(ハ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a) 監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

b) 監査役は、監査役を補助する使用人の当該期間における人事異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、尊重するものとする。

(ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

b) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(フ) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用が明らかに監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(ク) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行う。また、会計監査人、内部監査室等との緊密な連携を保つことにより、実効的な監査を実施する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

a) 内部監査室による監査記録は毎月取締役会メンバーに回覧され、最新の状況が報告されている。また、監査役会と内部監査室は毎月会合を設け、監査状況や問題点につき意見交換を行っている。

b) 24時間体制のコンプライアンス・ホットラインを設置しており、従業員が内部監査室に対して直接情報提供を行う体制となっている。

- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書取扱規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる体制となっている。
- (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務遂行上で直面するリスクについては、各担当部署が規則、ガイドライン、マニュアルを作成し、これらは電磁的媒体に記録されて関係者が常時閲覧できる体制となっている。また発生したリスク関連事項の報告は総務部が一元管理し、同部が監視及び対応に当たっている。
- (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各部門の業務遂行に当たっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っている。
- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 子会社の業績、財務状況等の重要事項は、当社の取締役会において毎月報告され、担当取締役が状況説明を行っている。
- b) 内部監査室は子会社も監査の対象としており、その状況は報告書として回覧される。また、コンプライアンス・ホットラインはグループ各社にも通報先が周知され、当該子会社の役員及び使用人が利用できる体制となっている。
- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人に関する事項については監査役会規程及び監査役監査基準において明定している。
- (ヘ) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a) コンプライアンス・ホットラインの通報については、その一次情報を内部監査室が総務部に報告する際、同時に監査役にも報告が行われる体制となっている。また、子会社において発生する重要問題は、子会社から直接に、或いは経営企画室、総務部を通じて、監査役に対して適時に報告されている。
- b) 内部通報処理規程において「不利益取扱いの禁止」条項を規定しており、この規定はコンプライアンス・ホットラインのみならず、監査役への報告についても適用される。

- (f) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針は監査役会規程及び監査役監査基準において明記している。

- (g) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的な会合及び随時意見交換を行っており、監査の実効性確保に努めている。

② 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

③ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては、継続かつ安定を基本としております。

内部留保につきましては、新規出店投資及び業務の標準化、効率化を目的としたIT、物流関連投資、従業員教育等、業容拡大と一層の経営基盤の強化につなげてまいります。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役社長である大賀昭司が代表理事を務める一般財団法人大黒天奨学財団に対して寄付金を拠出しております。

この寄付金の拠出に当たっては金額、その他内容及び条件が一般の取引条件と同様の適切な条件による取引で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、この取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものでないことを確認したうえでその適正性、妥当性を判断しております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,606	流 動 負 債	18,280
現金及び預金	5,431	買掛金	10,169
売掛金	78	短期借入金	2,068
商品及び製品	4,175	リース債務	146
仕掛品	214	未払法人税等	1,380
原材料及び貯蔵品	373	賞与引当金	330
繰延税金資産	342	資産除去債務	2
その他	2,991	その他	4,181
貸倒引当金	△0	固 定 負 債	7,689
固 定 資 産	42,928	長期借入金	4,178
有 形 固 定 資 産	33,553	リース債務	639
建物及び構築物	20,979	繰延税金負債	129
機械装置及び運搬具	1,010	退職給付に係る負債	16
工具器具備品	3,763	資産除去債務	1,799
土地	6,336	その他	925
リース資産	737	負 債 合 計	25,969
建設仮勘定	512	純 資 産 の 部	
その他	212	株 主 資 本	30,434
無 形 固 定 資 産	184	資本金	1,640
投 資 其 他 の 資 産	9,190	資本剰余金	1,801
投資有価証券	467	利益剰余金	27,305
長期貸付金	27	自己株式	△313
建設協力金	1,735	その他の包括利益累計額	62
繰延税金資産	1,704	その他有価証券評価差額金	62
差入保証金	3,598	新株予約権	7
その他	1,715	非支配株主持分	61
貸倒引当金	△57	純 資 産 合 計	30,565
資 産 合 計	56,535	負 債 ・ 純 資 産 合 計	56,535

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		155,379
売上原価		118,913
売上総利益		36,466
販売費及び一般管理費		30,612
営業利益		5,853
営業外収益		
受取利息及び配当金	34	
受取賃貸料	24	
助成金収入	13	
その他の	44	116
営業外費用		
支払利息	22	
賃貸費用	24	
貸倒引当金繰入額	2	
その他の	0	49
経常利益		5,921
特別利益		
補助金収入	131	131
特別損失		
減損損失	244	244
税金等調整前当期純利益		5,808
法人税、住民税及び事業税	2,450	
法人税等調整額	△201	2,249
当期純利益		3,558
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		3,553

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年6月1日 期 首 残 高	1,586	1,747	24,102	△313	27,123
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	53	53			107
剰余金の配当			△350		△350
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,553		3,553
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	53	53	3,203	△0	3,310
平成29年5月31日 期 末 残 高	1,640	1,801	27,305	△313	30,434

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
平成28年6月1日 期 首 残 高	43	43	20	56	27,244
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					107
剰余金の配当					△350
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,553
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	19	19	△13	4	10
連結会計年度中の変動額合計	19	19	△13	4	3,321
平成29年5月31日 期 末 残 高	62	62	7	61	30,565

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,160	流 動 負 債	16,257
現金及び預金	3,989	買掛金	9,682
売掛金	103	1年内返済予定の長期借入金	999
商品及び製品	3,839	リース債務	121
原材料及び貯蔵品	213	未払金	2,146
前払費用	680	未払費用	280
繰延税金資産	273	未払法人税等	1,316
その他	2,061	預り金	334
貸倒引当金	△1	前受収益	81
固 定 資 産	41,686	賞与引当金	299
有 形 固 定 資 産	26,583	資産除去債務	2
建物	16,012	その他	991
構築物	1,821	固 定 負 債	5,987
機械及び装置	319	長期借入金	3,033
車両運搬具	21	リース債務	635
工具、器具及び備品	3,419	資産除去債務	1,499
土地	3,876	その他	819
リース資産	710	負 債 合 計	22,244
建設仮勘定	401	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	173	株 主 資 本	30,532
ソフトウェア	105	資本金	1,640
その他	67	資本剰余金	1,801
投 資 其 他 の 資 産	14,930	資本準備金	1,801
投資有価証券	467	利益剰余金	27,404
関係会社株式	1,509	利益準備金	5
長期貸付金	4,393	その他利益剰余金	27,399
建設協力金	2,852	固定資産圧縮積立金	64
繰延税金資産	1,767	別途積立金	22,670
差入保証金	3,086	繰越利益剰余金	4,664
その他	1,659	自 己 株 式	△313
貸倒引当金	△806	評価・換算差額等	61
資 産 合 計	52,846	その他有価証券評価差額金	61
		新 株 予 約 権	7
		純 資 産 合 計	30,601
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,846

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		147,193
売 上 原 価		112,945
売 上 総 利 益		34,247
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,532
営 業 利 益		5,715
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	184	
受 取 貸 貸 料	79	
そ の 他	49	313
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
貸 貸 費 用	73	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	108	
そ の 他	0	200
経 常 利 益		5,829
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	131	131
特 別 損 失		
減 損 損 失	244	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	15	260
税 引 前 当 期 純 利 益		5,700
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,334	
法 人 税 等 調 整 額	△239	2,094
当 期 純 利 益		3,605

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計			
				固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余 金				
平成28年6月1日期首残高	1,586	1,747	1,747	5	—	19,970	4,175	24,150	△313	27,171
事業年度中の変動額										
新株の発行	53	53	53							107
固定資産圧縮積立金の 積立					68		△68	—		—
固定資産圧縮積立金の 取崩					△3		3	—		—
別途積立金の積立						2,700	△2,700	—		—
剰余金の配当							△350	△350		△350
当期純利益							3,605	3,605		3,605
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	53	53	53	—	64	2,700	489	3,254	△0	3,361
平成29年5月31日期末残高	1,640	1,801	1,801	5	64	22,670	4,664	27,404	△313	30,532

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成28年6月1日期首残高	43	43	20	27,234
事業年度中の変動額				
新株の発行				107
固定資産圧縮積立金の 積立				—
固定資産圧縮積立金の 取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△350
当期純利益				3,605
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	18	18	△13	5
事業年度中の変動額合計	18	18	△13	3,367
平成29年5月31日期末残高	61	61	7	30,601

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年7月13日

大黒天物産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三宅 昇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤井 秀 吏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒天物産株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検査する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検査することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒天物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年7月13日

大黒天物産株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅昇	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井秀吏	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒天物産株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年7月15日

大黒天物産株式会社 監査役会

常勤監査役	武藤	章	人	Ⓜ
社外監査役	寺尾	耕	治	Ⓜ
社外監査役	今岡	正	一	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては継続かつ安定を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、普通配当を前期より1株につき3円増配し、25円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金25円

配当総額 351,778,525円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年8月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、今後の業容拡大と一層の経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①今後の事業拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、条文の整備を行うものであります。
- ②業務執行取締役等でない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第27条（取締役との責任限定契約）及び第36条（監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
なお、変更案第27条（取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (条文省略) 2. 食料品、家庭用品、日用雑貨品、電気製品、娯楽製品、<u>装飾品及び衣料品の製造、加工、販売</u> 3. <u>農産物の生産、販売</u> 4. <u>畜産物の生産、販売</u> 5. <u>牛乳の生産、販売</u> 6. ～35. (条文省略) 36. <u>酪農事業</u> 37. <u>乳製品の加工</u> 38. ～39. (条文省略) 40. <u>水産用飼料、畜産用飼料及びその原材料の販売</u> 41. (条文省略) (新 設) (新 設) 	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. 食料品、家庭用品、日用雑貨品、電気製品、娯楽製品、<u>装飾品、衣料品及び蓄冷材の製造、加工、販売</u> (削 除) (削 除) (削 除) 3. ～32. (現行どおり) 33. <u>畜産農業事業</u> 34. <u>乳製品の生産、加工、販売</u> 35. ～36. (現行どおり) 37. <u>水産用飼料、畜産用飼料及びその原材料の製造、販売</u> 38. (現行どおり) 39. <u>肥料の製造、販売</u> 40. <u>輸入代行業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設) (新 設) 42. ～43. (条文省略) 第3条～第26条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第27条～第34条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>41. 産業廃棄物処理事業 42. 遮熱断熱塗料製造、販売事業 43. 職業紹介事業 44. ～45. (現行どおり) 第3条～第26条 (現行どおり) <u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第28条～第35条 (現行どおり) <u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となり、また、取締役大上忠義氏は、平成29年7月15日に逝去され退任いたしました。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおがしょうじ 大賀 昭 司 (昭和31年9月30日生)	昭和49年4月 藤徳物産株式会社入社 昭和55年4月 株式会社木乃新入社 昭和61年6月 有限会社倉敷きのしん設立 同社代表取締役社長 平成5年6月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） 平成24年6月 株式会社西源代表取締役（現任） 平成28年12月 瀬戸内メイプルファーム株式会 社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社西源代表取締役 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役社 長 一般財団法人大黒天奨学財団代表理事	5,948,000株
取締役候補者とした理由 大賀昭司氏は創業者であり、長年に亘り経営トップとしての手腕を発揮し、経営の指揮及び監督を適切に行い当社を成長させてまいりました。また、これまでの豊富な経験と経営全般に関する知見と能力を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
2	きくちかずひろ 菊池 和 裕 (昭和26年2月9日生)	昭和44年3月 株式会社三和入社 平成3年7月 同社取締役店舗運営部長 平成15年9月 株式会社オザム入社 同社専務取締役営業本部長 平成17年11月 当社入社 平成17年12月 当社営業本部長 平成18年8月 当社取締役営業本部長 平成21年6月 当社取締役商品部長兼営業企画 部長 平成25年8月 当社専務取締役商品部長兼営業 企画部長兼イミテート部長 平成28年8月 当社専務取締役営業企画部長兼 ペーカリー部長兼商品部門担当 (現任)	6,000株
取締役候補者とした理由 菊池和裕氏は、平成18年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの商品部長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かわだともひろ 川田知博 (昭和34年1月14日生)	昭和58年12月 株式会社マルナカ入社 平成12年4月 当社入社 平成13年6月 当社総務課長 平成13年9月 当社経営企画室課長 平成14年10月 当社取締役経営企画室長 平成25年1月 当社取締役経営企画室長兼管理部門担当 平成25年8月 当社常務取締役経営企画室長兼管理部門担当 平成28年8月 当社専務取締役経営企画室長兼企業戦略室長兼管理部門担当 (現任)	21,000株
		取締役候補者とした理由 川田知博氏は、平成14年10月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの経営企画室長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。	
4	おおがまさひこ 大賀昌彦 (昭和57年4月18日生)	平成19年4月 株式会社いいなダイニング入社 平成22年4月 当社入社 平成26年1月 当社社長室長兼惣菜部課長 平成27年5月 当社社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 平成28年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 平成28年11月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長兼ビザ部長 (現任)	720,000株
		取締役候補者とした理由 大賀昌彦氏は、平成28年8月に当社取締役に就任し、社長室長として社長をサポートしてまいりました。また、惣菜部門での現場で得た業務経験を生かし、新商品の開発にも尽力した経験を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。	
5	おおむらまさし 大村昌史 (昭和41年8月7日生)	平成23年4月 当社入社 平成23年6月 当社総務部長 平成26年8月 当社総務部長兼商品管理部長 平成28年8月 当社取締役店舗運営部長兼商品管理部長 (現任)	1,000株
		取締役候補者とした理由 大村昌史氏は、平成28年8月に当社取締役に就任し、店舗運営及び商品管理に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまで総務、商品管理に携わる等、管理部門での豊富な業務経験を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	※ の 野田尚紀 (昭和51年6月3日生)	平成15年10月 監査法人トーマツ（現有限責任 監査法人トーマツ）入社 平成28年10月 野田公認会計士事務所開業 同所所長（現任） 税理士法人松岡・野田コンサル ティング設立 同社代表社員（現任）	—
<p>社外取締役候補者とした理由 野田尚紀氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識を有しており、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと期待できるため、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 当社との間の特別の利害関係
大賀昭司氏は、一般財団法人大黒天奨学財団の代表理事を兼務しております。当社は同財団に対して寄付を行っております。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大賀昭司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本議案において野田尚紀氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 野田尚紀氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役武藤章人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
むとうあきひと 武藤章人 (昭和30年11月3日生)	昭和55年4月 株式会社中国銀行入行 平成5年1月 同行資金証券部部长代理 平成6年6月 同行証券営業部室長代理 平成12年10月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成13年4月 株式会社マリンポリス入社 平成19年10月 当社入社 平成21年8月 当社監査役(常勤)(現任)	—
監査役候補者とした理由 武藤章人氏は、平成21年8月に当社監査役に就任し、その役割・責務を果たしており、引続き当社監査役として企業活動全般に亘る監査が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は武藤章人氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。また、在任中の監査役であります寺尾耕治及び今岡正一の両氏とも同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
桑原一成 (昭和28年5月17日生)	平成4年9月 株式会社セシール入社 平成18年1月 同社人事部長 平成18年12月 当社入社 当社総務部次長 平成22年1月 当社総務部長代理 平成26年4月 当社退職	—
補欠監査役候補者とした理由 桑原一成氏は、当社及び他社において人事、総務部門の豊富な経験を積まれており、当社の事業活動に関しても、豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから当社監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者といたしました。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

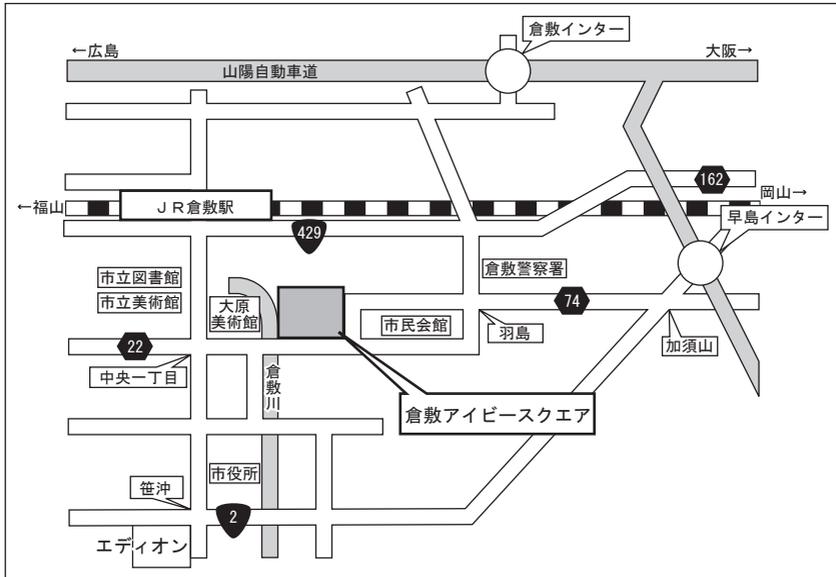
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア



J Rご利用の場合：J R倉敷駅南口より徒歩15分

お車ご利用の場合：山陽自動車道倉敷インターより約4.4km

【ご注意】お車でお越しの方は、会場敷地内に駐車場がございますが、駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

会場敷地内駐車場に限り、お帰りの際に会場で駐車券をお渡しさせていただきます。

会場敷地内駐車場以外の有料駐車場をご利用の際には、株主様のご負担をお願いいたします。